

下野市では、ホテル誘致に取り組んでいます！

1. 下野市ホテル誘致条例を制定（令和7年7月1日施行）

下野市では、市内へのホテル立地を目指し市ホテル誘致条例を制定、ホテル立地促進事業補助金制度を創設しました。

この補助金を活用したホテル新設を検討する事業者は、必ず下野市産業振興部商工観光課に裏面の事前相談票を提出のうえ、事前相談をしてください。

2. 対象となる事業者

1. 出店区域	市内全域（本市のまちづくりの方針等に基づき、自治医大駅及び自治医科大学周辺を優先的な誘致エリアとします）
2. 出店形態	土地：事業者による購入または借地 建物：事業者による建築または借家
3. 用途	旅館業法第2条第2項に定めるホテル営業 ※風俗営業法に定める風俗営業等は除く
4. 規模等	客室50室以上 ビジネスホテル・シティホテル （主に和式の客室の旅館は対象外）
5. 操業	用地取得日から3年以内に開業し、 開業後10年以上継続して営業すること
6. 雇用等	市民の雇用に努める。市の施策に協力するよう努める。

3. 補助金の内容

補助金の種類	対象経費	補助の金額及び交付限度額
新設補助金 （1回）	取得に係る費用	取得額の10% 上限：2億円
事業運営補助金 （5年間）	固定資産税・都市計画税	土地・建物・償却資産に係る 相当額
	借地・借家料	借地・借家料の10% 上限：1,000万円／年
	水道料金	料金の50% 上限：200万円／年
	下水道使用料	使用料の50% 上限：200万円／年

4. 用地の確保

本市での用地確保はできません。事業者独自での用地確保を想定しています。

お問い合わせ：下野市産業振興部商工観光課
〒329-0492 下野市笹原 26 番地 電話 0285 - 32 - 8907

下野市ホテル立地促進事業補助金 事前相談票

事業 者 名		
事業 者 所 在 地		
事前相談者の職氏名		
事前相談者の連絡先		
本票の市への提出日		年 月 日
予 定 （※）	ホテル新設の所在地	
	ホ テ ル の 業 態	☐ ビジネスホテル ☐ その他（ ）
	ホテルの客室の数	
	用 地 取 得 時 期	年 月 頃
	ホテルの建設時期	年 月 ～ 年 月 頃
	借 地 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
	借 家 の 有 無	☐ 有 ☐ 無

※予定については、分かる範囲で記入してください。